地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第２版）

平成１６年６月

総　務　省

連絡・問合せ先：
総合通信基盤局
電気通信事業部高度通信網振興課
TEL：03-5253-5866
FAX：03-5253-5868

【目　次】

第1章　標準手続策定の背景・目的　・・・・1
1.　高速・超高速インターネットにおける光ファイバ網の位置付け　・・・・1
2.　既存光ファイバ網の有効活用の必要性　・・・・1
3.　国・地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網　・・・・2
4.　標準手続策定の必要性　・・・・2
5.　標準手続の位置付け　・・・・3

第2章　地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の現状　・・・・4
1.　地方公共団体が整備・保有する光ファイバの種類　・・・・4
(1)　公共施設管理用光ファイバ　・・・・4
(2)　地域公共ネットワーク　・・・・4
(3)　その他　・・・・4
2.　開放可能な光ファイバ網が発生する背景　・・・・5

第3章　開放に係る電気通信事業法上の整理（開放スキーム関係）　・・・・6
1.　芯線単位で開放する場合　・・・・7
(1)　地方公共団体が、IRU 契約に基づき、電気通信事業者に対して光ファイバ等を貸与するスキーム　・・・・7
(2)　地方公共団体が電気通信事業の登録又は届出を行い、他の電気通信事業者へ卸電気通信役務の提供を行うスキーム　・・・・8
2.　波長・帯域単位で開放する場合　・・・・9

第4章　開放に係る地方自治法上の整理（財産管理関係）　・・・・10
1.　公有財産と分類する場合　・・・・11
(1)　公有財産（行政財産）と分類する理由付け　・・・・11
(2)　財産管理に関する地方自治法の規定等　・・・・11
2.　物品と分類する場合　・・・・12
(1)　物品と分類する理由付け　・・・・12
(2)　財産管理に関する地方自治法の規定等　・・・・12
3.　開放に適合する財産管理区分　・・・・13

第5章　開放に係る標準手続　・・・・15

1.　標準手続の対象とするスキーム　・・・・15
2.　民間主導原則との関係　・・・・15
3.　標準手続　・・・・16
(1)　準備手続　・・・・17
(2)　開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の集約　・・・・19
(3)　開放可能な未利用の光ファイバ芯線の開放に係る基本的事項の決定　・・・・19
(4)　開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の公開　・・・・21
(5)　IRU 契約の締結　・・・・23
(6)　公共施設内への関連機器等の設置に係る手続（行政財産の目的外使用許可に係る手続）　・・・・25
(7)　接続工事等　・・・・26

≪別添≫　光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書の一例　・・・・27

第１章　標準手続策定の背景・目的

1. 高速・超高速インターネットにおける光ファイバ網の位置付け

政府においては、「2005 年度までに世界最先端の IT 国家となる」という目標の実現に向けて、平成 13 年 1 月に策定された IT 国家戦略である「e-Japan 戦略」の見直しを行い、平成 15 年 7 月に「e-Japan 戦略Ⅱ」を策定したところである。また、平成 16 年 6 月には、e-Japan 戦略の具体的なアクションプランである重点計画の見直しを行い、「e-Japan 重点計画-2004」を公表している。

「e-Japan 重点計画-2004」においては、5 つの重点政策分野の一つとして「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」を掲げているところであり、超高速インターネットアクセスを実現する光ファイバ網は、その中核をなすものである。

2. 既存光ファイバ網の有効活用の必要性

光ファイバ網については、民間主導原則[※1]に基づき、電気通信事業者[※2]等による整備が進められており、光ファイバ網を活用した一般利用者向けの超高速インターネットアクセスサービス[※3]についても、世界に先駆けて、都市部を中心に提供が開始されている。

しかしながら、光ファイバ網を新たに敷設することは、多額の費用を要するものであり、採算性等の問題がある過疎地域等の条件不利地域[※4]においては、

※1　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成 12 年法律第 144 号)
（国及び地方公共団体と民間との役割分担）
第 7 条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする。

※2　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条の規定に基づき電気通信事業の登録を受けた者又は同法第 16 条第 1 項の規定に基づき電気通信事業の届出をした者。CATV 事業者が電気通信事業の登録又は届出を行い、CATV サービスとあわせてインターネットアクセスサービス等を提供する場合を含む。

※3　平成 16 年 4 月末現在、約 124 万加入。

※4　過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）により公示された「過疎地域市町村」のうち町村並びに辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）により「辺地」に該当している地域、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）により公示された「半島振興対策実施地域」、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）により公示された「離島振興対策実施地域」、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）により公示された「振興山村」及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）により公示された「特定農山村地域」のいずれかを含む市町村。

民間事業者による光ファイバ網の整備が進まず、高速・超高速インターネットアクセス環境の整備に関して、地理的情報格差が生じるといった問題[*5]が発生している。

他方で、光ファイバ網については、電気通信事業者が敷設するもの以外にも、電気通信サービスの提供とは異なる目的で、電力事業者、鉄道事業者、国、地方公共団体等が整備を行っている。これらの光ファイバ網の中には、一部未利用の芯線として、電気通信サービスに用いることが可能なものも存在しており、これらを有効活用することにより、電気通信事業者のより柔軟なネットワーク構築が可能となると同時に、全国的な高速・超高速インターネットアクセス環境の整備も一層促進されるものと期待される。

3. 国・地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網

とりわけ、第 2 章にも記述するように、国、地方公共団体が公共施設の管理や地域の情報化の観点から整備する光ファイバ網は、民間事業者が整備するものと異なり、都市部に限らず、過疎地域等の条件不利地域においてもある程度存在している。

したがって、これらの光ファイバ網を電気通信事業者に開放し、有効活用を促進することは、地理的な情報格差を是正する観点から大きな効果が期待されるものである。

4. 標準手続策定の必要性

国が保有する道路・河川といった公共施設管理用光ファイバについては、貸し手である国土交通省が、平成 14 年度に光ファイバの貸与にかかる「兼用工作物管理協定」を策定し、準備の整った箇所から開放を順次進めているところである[*6]。

地方公共団体が保有する光ファイバ等（光ファイバケーブル及び関連機器）の貸与に関する事項については、貸与を行う地方公共団体が主体的に決定するものであるが、標準手続を示すことで貸与手続や情報提供の共通化を促進することにより、手続の円滑化を図ることが求められているところである。

---

*5 例えば、加入者系光ファイバ網の整備率について、平成 16 年 3 月末現在、全国平均は約 80%であるが、このうち、政令指定都市・県庁所在地級都市は約 94%であるのに対し、人口 10 万人未満の地域においては、約 59%にとどまる等地域格差が生じている。

*6 平成 14 年 6 月 25 日付国土交通省報道発表資料参照
（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/01/010625_2_.html）

5. 標準手続の位置付け

本標準手続については、地方公共団体が電気通信事業者に光ファイバ網を開放する際の参考として取りまとめたものであり、地方公共団体に対して本標準手続の採用を義務付けるものではない。

また、本標準手続については、現在の電気通信事業法、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の考え方を整理したものであり、従来の法解釈等に変更を加えるものではない。

第２章　地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の現状

1. 地方公共団体が整備・保有する光ファイバの種類

(1) 公共施設管理用光ファイバ

道路、河川、下水道といった公共施設の管理のために地方公共団体が整備するものである。道路、河川管理用光ファイバについては、国道、一級河川沿いに国が整備するものがほとんどであり、地方公共団体が整備しているものは少ない。下水道管理用光ファイバについては、多数の地方公共団体が整備している。

(2) 地域公共ネットワーク

地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図ることを目的として、公民館、学校、役場などの公共施設を接続する行政ネットワークである。平成 15 年 7 月現在、3,207 の地方公共団体のうち、すでに 1,759 団体で整備済みであり、また 908 団体が 2005 年度までに整備する計画を有している。

地域公共ネットワークについては、「e-Japan 重点計画-2004」において、「高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について、2005 年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行う。」ことが明記されており、今後も整備が進むものと見込まれる。

(3) その他

その他、地方公共団体が運営する地下鉄等の線路沿いに敷設された運行管理用の光ファイバ網[※7] や、採算性等の問題から民間事業者による光ファイバ網整備が見込まれない過疎地域等において、国の補助事業等を活用することにより地方公共団体が整備した加入者系光ファイバ網等が存在する。

※7 例えば、東京都交通局は都営地下鉄施設内の光ファイバを、名古屋市交通局は名古屋市営地下鉄施設内の光ファイバを貸し出している。
参考：http://www.kotsu.metro.tokyo.jp/etc_index.html
http://www.kotsu.city.nagoya.jp/

2. 開放可能な光ファイバ網が発生する背景

地方公共団体が光ファイバ網を整備する場合、想定される利用目的に応じた芯線数・帯域を確保して整備が行われるが、例えば、既製品の光ファイバケーブルを利用する場合[※8] 等に、未利用の光ファイバ芯線が生じることがある。このような場合には、当該未利用の光ファイバ芯線を、電気通信事業者への開放等、本来の整備目的以外の目的に活用可能となっているものである。

※8 補助事業の工事着工段階において、既製品の光ファイバケーブル（利用見込みを超える芯線数のもの）を活用した方が経済的に構築できる場合がある。この場合には、結果として、未利用の光ファイバ芯線が存在することとなる。

第３章　開放に係る電気通信事業法上の整理（開放スキーム関係）

地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網[※9]の電気通信事業者への開放スキームについては、開放の形態、すなわち、光ファイバを(1)芯線単位で開放（例：保有する光ファイバ芯線 100 芯のうち 10 芯を開放）するのか、(2)波長・帯域単位で開放（例：保有する光ファイバの伝送容量 100Mbps のうち 10Mbps を開放）するのかにより、選択肢が異なってくる。

開放形態	スキーム	概要
(1)芯線単位で開放	①IRU[※10]	地方公共団体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約（IRU 契約）を行うことにより、光ファイバ等を芯線単位で貸与するもの。
	②卸電気通信役務	電気通信事業の登録又は届出[※11]を行った地方公共団体が、他の電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
(2)波長・帯域単位で開放	卸電気通信役務	同上。

※9　地方公共団体が管理する光ファイバ網については、自ら整備・保有しているものと、民間電気通信事業者の専用線サービスを利用しているものとがあるが、後者については、地方公共団体が公共目的に必要な芯線・帯域分を一般利用者と同様の立場で利用しているものであり、そもそも開放可能な芯線・帯域が発生しないはずのものであることから、本標準手続では対象としていない。

※10　IRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）
契約（協定）によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用権のこと。

※11　地方公共団体が営利を目的とせずに卸電気通信役務を提供する場合は、電気通信事業法第 9 条の登録及び第 16 条第 1 項の届出の手続によるのではなく、同法第 165 条第 1 項の届出を行う必要がある。

1. 芯線単位で開放する場合

光ファイバ等を芯線単位で開放する場合には、選択肢として以下のスキームがある。

(1) 地方公共団体が、IRU 契約に基づき、電気通信事業者に対して光ファイバ等を貸与するスキーム

IRU 契約を締結することにより光ファイバ等を貸し付ける場合は、借り手である電気通信事業者が電気通信回線設備を支配・管理するものとして規律されることとなり、貸し手である設備の所有者（地方公共団体）は、電気通信事業法・有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）の規定に基づく登録又は届出等を行う必要はない。

IRU により借り手が設備を支配・管理していると認められるためには、その契約において、以下の要件が充足されていることが必要である。

ⅰ）使用権を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。
ⅱ）使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。
ⅲ）電気通信回線設備所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。
ⅳ）使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。
　ア）使用契約期間が 10 年以上であること。
　イ）使用契約期間が 1 年以上であり、かつ、契約書等において、以下の点が確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が 10 年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。
　　A　契約の自動更新の定めがあること。
　　B　電気通信事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと。
　ウ）その他ア)、イ)に類する特別の事情があると認められるものであること。

（詳細については、「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」参照。
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/NetWork-Manual/index.html）

なお、地方公共団体が行政財産として管理している光ファイバ等についてはIRU契約の対象とすることができない（第4章1．(2)④参照）。

［IRUによる開放スキーム］

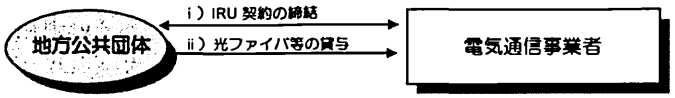

(2)　地方公共団体が電気通信事業の登録又は届出を行い、他の電気通信事業者への卸電気通信役務※12の提供を行うスキーム

光ファイバ網を整備・保有する地方公共団体が電気通信事業者として、他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行うものである。（電気通信事業への参入に係る手続については、「電気通信事業参入マニュアル」参照。http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02.pdf）

［卸電気通信役務の提供スキーム］

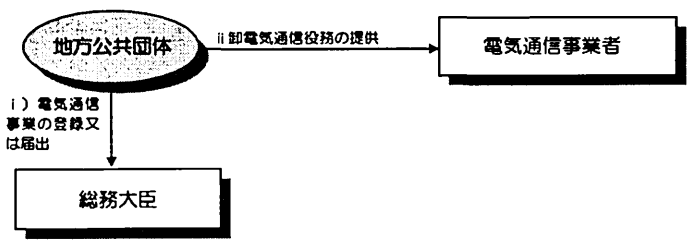

※12　卸電気通信役務
専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務のこと。

2．波長・帯域単位で開放する場合

光ファイバ等を波長・帯域単位で開放する場合には、地方公共団体は電気通信事業の登録又は届出を行うことが必要である。

光ファイバ等を波長・帯域単位で開放する場合は、当該光ファイバ網の所有者が波長・帯域を発生させる波長分割多重化装置（WDM装置）等を含め、伝送路設備全体を支配・管理している状態と認められる。

したがって、この場合は電気通信事業者側ではなく、所有者側、すなわち地方公共団体が、電気通信事業の登録又は届出を行い、ネットワークの安全・信頼性を確保し、一般利用者の利益を保護するため、その伝送路設備について、設備の損傷等の防止、利用者の通信内容の漏えいの防止といった技術基準への適合を維持しなければならない。

［帯域・波長単位での開放に係るスキーム（上記1．(2)と同様）］

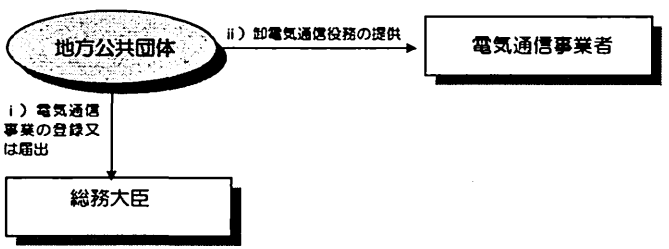

第４章　開放に係る地方自治法上の整理（財産管理関係）

地方公共団体が所有する光ファイバ等は、地方自治法の規定に基づき、適切に管理することが必要である。

地方公共団体が所有する財産は、地方自治法上、公有財産、物品、債権及び基金に分類され（地方自治法第 237 条第 1 項）、このうち公有財産はさらに行政財産と普通財産とに分類される（下図参照）。光ファイバ等が債権又は基金に該当しないことは明らかであるので、公有財産又は物品と分類することとなるが、公有財産と物品とでは、その管理・処分等に係る地方自治法の規定等が異なっている。

［地方公共団体の財産の区分］

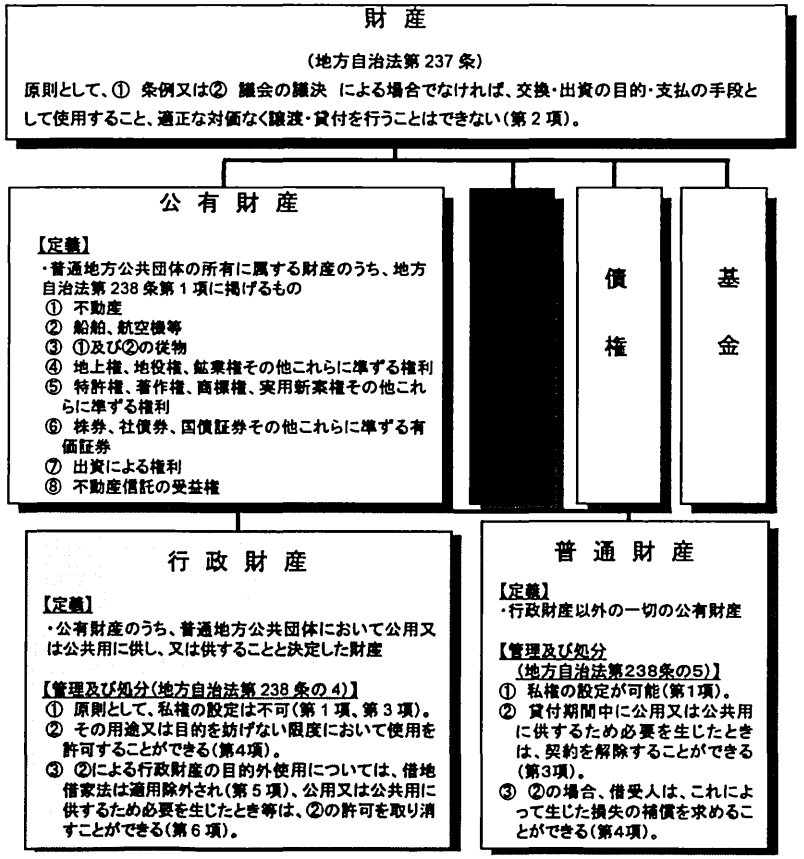

1. 公有財産と分類する場合

(1) 公有財産（行政財産）と分類する理由付け

公有財産については、地方自治法第 238 条第 1 項に不動産、船舶・航空機等、不動産等の従物、地上権等とその種類が限定列挙されている。このうち光ファイバ等が該当し得る項目は「不動産の従物」のみである。このため光ファイバ等を公有財産と分類するためには、整備された光ファイバ網全体を、不動産たるセンタ施設等の従物と捉えることとなる。

公有財産については、これを地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した行政財産と、その他一切の公有財産たる普通財産とに分類することができるが、その整備の財源を補助金や地方債に求めることによって整備された光ファイバ網は、行政や地域の情報化を進める等の公共目的をもって整備されたものであり、公用又は公共用に供されないことが通常は想定されないことから、原則としてこれを普通財産と分類することは不適当である。よって光ファイバ等を公有財産と分類する場合はこれを行政財産と分類することとなる。

(2) 財産管理に関する地方自治法の規定等

行政財産の管理についての地方自治法の規定等は、次の通りとなっている。

① 貸付方法

行政財産は基本的には、他者への貸付を想定しておらず、他者がこれを使用する場合には、いわゆる目的外使用許可を受ける必要がある（「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」（地方自治法第 238 条の 4 第 4 項））。

またこの使用許可については、「公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、（中略）その許可を取り消すことができる。」（地方自治法第 238 条の 4 第 6 項）とされている。

② 貸付期間

行政財産の目的外使用の期間は、通常 1 年以内を原則とし、著しく実情に沿わない場合に限り、適宜必要の程度に応じて期間を延長することが適当であるとされている。

③　貸付料（使用料）

普通地方公共団体[※13]は、使用許可を受けてする行政財産の使用につき使用料を徴収することができるとされており（地方自治法第 225 条）、この使用料に関する事項については条例で定めなければならないとされている（地方自治法第 228 条第 1 項）。

なお、地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、公営企業管理者が定めることとされている（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条第 3 項）。

④　その他

行政財産には私権を設定できないとされ（地方自治法第 238 条の 4 第 1 項）、これに違反する行為は無効とされる（同条第 3 項）。したがって、行政財産として管理されている光ファイバ等を IRU スキームにより貸し付けることはできない。

2. 物品と分類する場合

(1)　物品と分類する理由付け

光ファイバケーブルや機器そのものに注目した場合、公有財産、債権、基金のいずれにも該当しないことから、地方自治法第 239 条第 1 項に規定する物品と分類することとなる。

(2)　財産管理に関する地方自治法の規定等

物品の管理についての地方自治法の規定等は、次の通りとなっている。

①　貸付方法

物品の貸付については、地方自治法上、下記③で述べる貸付料に係る規定以外に、特段の規定がない。貸付は、契約に基づいて行われることになる。

※13　都道府県及び市町村（地方自治法第 1 条の 3 第 2 項）。都の特別区についても、特別規定のない事項について、普通地方公共団体の規定を適用又は準用している。

②　貸付期間

地方自治法には物品の貸付期間について、特段の規定はおかれていないことから、契約で定めることとなるが、地方公共団体の条例や規則に物品の管理についての規定があれば、それに従うこととなる。

なお、地方公共団体が定めている従来の条例や規則が想定している物品の貸付スキームと IRU スキーム等の間に乖離が生じていることが懸念される。例えば IRU スキームの採用を考えている場合で、従来の条例、規則の規定が物品を長期にわたり特定の他者に使用させることを想定していなかったとき（物品の貸付期間を 1 月と制限する規定がある場合等）などは、関連規定を整備する等の対応が必要となる。

③　貸付料

貸付料についても契約で定めることとなるが、地方自治法第 237 条第 2 項の規定により、物品は条例又は議会の議決による場合でなければ「適正な対価」なくして貸し付けることはできない。この「適正な対価」については当該財産が有する市場価格（時価）を指すのが通常であるとされている。

3. 開放に適合する財産管理区分

地方公共団体が所有する未利用の光ファイバ芯線を電気通信事業者に開放することは、まさに光ファイバ等に独自の財産的価値を認めるものであり、またこういった未利用の光ファイバ芯線の取引等は民間ではビジネスとして広く存在している。1. (1)で述べたように、光ファイバ等を公有財産と分類するのは、センタ施設等を含む光ファイバ網全体を一体的に捉える場合のみである。このような捉え方は、構築した光ファイバ網のうち、未利用の光ファイバ芯線のみを貸し付けるという実態に馴染まず、不適当と考えられる。

さらに 1. (2)①、②で述べたように、行政財産の目的外使用許可については、期間が原則 1 年とされている上に、公用若しくは公共用に供するため必要が生じたときは、その許可を取り消すことができるとされていることから、その利用関係が不安定であり、電気通信事業者の長期安定的な情報通信ネットワーク構築に難があるといわざるを得ない。

以上のことから、地方公共団体が所有する未利用の光ファイバ芯線を電気通信事業者へ開放する場合は、物品と整理されている光ファイバ等を貸し付けるスキームとすることが適当である。

なお、現在光ファイバ網を公有財産（行政財産）として分類し、公有財産台帳に記載されている場合であっても、一旦行政財産としては公用廃止し、物品として整理し直すことは可能である。行政財産から物品に整理し直した場合、財産管理台帳の記載を変更するとともに、地方自治法第 233 条第 1 項、第 233 条第 5 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 166 条第 2 項の規定により決算と同時に議会に提出する財産に関する書類の数値についても、変更することが必要である。

第 5 章　開放に係る標準手続

1. 標準手続の対象とするスキーム

「2005 年度までに我が国が世界最先端の IT 国家になる」との国家目標を実現する上で、「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」を促進することが喫緊の課題である。

とりわけ、光ファイバ網については、電気通信事業者のより柔軟なネットワーク構築を可能とし、地域の高速・超高速インターネットアクセス環境の整備を推進する観点から、地方公共団体等、電気通信事業者以外の者が整備・保有している既存の光ファイバ網をいかに効率的に活用するかが重要である。

電気通信事業者ではない地方公共団体の未利用の光ファイバ芯線を、電気通信事業者へ開放するに当たっては、IRU スキームが、地方公共団体のニーズが最も高く、一般的であり、また電気通信事業者側から見ても、長期・安定的なネットワーク構築に最も活用しやすいものであることから、本標準手続においては、IRU スキームに関するものを取りまとめたものである（IRU スキームの概要については、第 3 章 1.(1)参照）。

2. 民間主導原則との関係

光ファイバ網を電気通信事業者へ提供するサービスについては、民間事業者においても行っているところである。

このため、多数の電気通信事業者が競争的にサービス提供を行っている都市部等において、地方公共団体が自ら整備・保有する光ファイバ網を開放することは、これらの民間事業者のサービスと競合するばかりでなく、仮に、利益を追求しない地方公共団体が料金を低く設定した場合には、電気通信事業者の事業を阻害することになるのではないかとの懸念がある。

他方で、採算性等の問題から民間事業者による光ファイバ網の整備が進まない条件不利地域においては、地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網を活用することで、一般利用者に対するサービスを提供する新規事業者が安価にネットワーク構築を行えるようになり、超高速インターネットアクセス環境の整備が促進されるなど、住民に大きな利益をもたらすものである。

以上を踏まえ、地方公共団体において光ファイバ網を電気通信事業者に開放するに当たっては、当該地域における民間事業者による同種のサービス提供状況を十分に検討し、料金等の決定に際して、民間主導原則に反しないよう配慮することが求められる。

3. 標準手続

開放に係る標準手続　フローチャート

(1) 準備手続
　① 光ファイバ網の現況確認
　② 未利用の光ファイバ芯線の開放の可否の確認
　　ⅰ) 本来の用途又は目的を妨げることがないか。
　　ⅱ) 補助金交付元から開放が認められているか。
　③ 財産管理区分の確認

↓

(2) 開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の集約

↓

(3) 開放可能な未利用の光ファイバ芯線の開放に係る基本的事項の決定
　例：開放の相手方の決定方法、貸付料等

↓

(4) 開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の公開

↓

(5) IRU 契約の締結
　① 光ファイバ網が補助事業で整備された場合の手続
　② 適正な対価を得ない場合の手続
　　ⅰ) 条例の規定に基づき、適正な対価なき貸付が許容される場合の手続
　　ⅱ) 適正な対価なき貸付について、議会の議決を得る場合の手続

↓

(6) 公共施設内への関連機器等の設置に係る手続（行政財産の目的外使用許可に係る手続）

↓

(7) 接続工事等

(1) 準備手続

地方公共団体が所有する光ファイバ網は、地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図ることや下水道等の公共施設の管理することなど様々な目的を有しており、地方公共団体の内部で、実際に構築されている光ファイバ網を運用・管理している部署も多岐にわたることが想定される。また、そもそも財産の管理権限は、基本的には普通地方公共団体の長に属するが、学校その他の教育機関の用に供する財産については教育委員会に、地方公営企業の用に供する財産については公営企業管理者に属する（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条、地方公営企業法第 9 条及び第 33 条第 1 項並びに地方自治法第 149 条）こととされている。

未利用の光ファイバ芯線の開放に先立って、光ファイバ網の運用・管理の担当部署において、それぞれの部署が所管する光ファイバ網について、次の作業が必要となる。

① 光ファイバ網の現況確認

運用・管理する光ファイバ網について、どの区間に光ファイバケーブルが存在しており、その芯線のうち何芯が未利用となっているのか、光ファイバケーブルと機器との接続はどうなっているのか、機器の能力に余裕があるのか等、光ファイバ網の現況を確認することがまず必要となる。

② 未利用の光ファイバ芯線の開放の可否の確認

未利用の光ファイバ芯線が存在している場合、それを電気通信事業者に開放することが可能かどうかについて検討することとなる。主に次のような点を検討することになる。

ⅰ) 本来の用途又は目的を妨げることがないか。

電気通信事業者に光ファイバ網を開放することによって、光ファイバ網の本来の用途又は目的を妨げることがあっては本末転倒である。まず光ファイバ網を開放することによって、光ファイバ網の本来の用途又は目的を妨げることがないかの判断を行うこととなる。

ⅱ) 補助金交付元から開放が認められているか。

電気通信事業者への開放を目的とせずに、国庫補助金を受けて構築されたこれらの光ファイバ網に、未利用の光ファイバ芯線が存在している

場合において、これを電気通信事業者へ開放するためには、原則として[※14]各省各庁の長の承認を受ける必要がある(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条)。都道府県からの補助金等を受けて構築されている場合についても都道府県の条例等で同様に財産処分の制限を設けている例が多いと考えられる。

このため、未利用の光ファイバ芯線が存在していても、それを開放することが可能かどうか、また開放することが可能である場合、どのような者を開放の相手方として認めるか、開放に際してどのような手続が必要か等について、補助金交付元に確認することが必要となる。

例えば、総務省が所管する情報通信格差是正事業中の地域イントラネット基盤施設整備事業については、次の通り取り扱うこととしている。

ア) 未利用の光ファイバ芯線が生じた場合、これを電気通信事業者等に開放することは、情報通信の格差を是正するとともに、高度情報通信ネットワークの基盤整備を図るという情報通信格差是正事業の目的達成に資することから、これを認めることとする。
イ) 開放の相手方は制限しないこととする。
ウ) 財産処分に必要な補助金適正化法に定める各省各庁の長の承認について、次のような特例措置を講じる。
  A 補助金交付申請時に未利用の光ファイバ芯線が生じた場合には民間等に開放することもあり得る旨を申し出ていない場合については、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条の規定を適用し、届出書の提出をもって補助金適正化法に定める総務大臣の承認があったものとみなすこととする。
  B 補助金交付申請時に未利用の光ファイバ芯線が生じた場合には民間等に開放することもあり得る旨を申し出ている場合については、開放後の報告で足りることとする。

③ 財産管理区分の確認

光ファイバ網を行政財産と分類して管理しているか、物品と分類して管理しているか確認することが必要となる。前述の通り、行政財産と分類して管理している場合は、これをIRUスキームにより電気通信事業者へ貸し付けることはできない。未利用の光ファイバ芯線の電気通信事業者への開放を考えるのであれば、光ファイバ網を物品と分類することが適当であり、行政財産と分類しているのであれば、これを物品と分類し直すことが必要である（第4章3. 参照)。

※14 例えば補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号）第14条では処分制限を解除しうる場合として次の場合を定めている。
① 補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
② 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間（処分制限期間）を経過した場合

(2) 未利用の光ファイバ芯線情報の集約

未利用の光ファイバ芯線の現況やその開放の可否についての情報は、当該光ファイバ網の運用・管理を担当する部署で把握・判断することとなるが、電気通信事業者が、地方公共団体が所有する光ファイバ等の貸与を受けるに当たって、担当部署ごとに個別に照会、申し込み等を行うことを求めると、その作業量が煩雑となり、電気通信事業者の情報通信ネットワークの円滑・機動的な構築を促進するという観点からは望ましくない。上記の準備手続や、その後の地方公共団体内部の事務手続はそれぞれの担当部署で行うにしても、当該地方公共団体が保有する開放可能な未利用の光ファイバ芯線の開放に関する基本的事項の決定、開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の公開や電気通信事業者との交渉等については担当窓口を設定し、一元的に行うことが望ましい。

例えば地域情報化施策担当課や管財担当課に開放可能な未利用の光ファイバ芯線等についての情報を集約し、一元的に対応することなどが考えられる。

(3) 開放可能な未利用の光ファイバ芯線の開放に係る基本的事項の決定

未利用の光ファイバ芯線の開放に当たっての基本的事項について、あらかじめ各地方公共団体において、例えば貸付要綱のような形で定めておく必要がある。この基本的事項については、例えば次のような事項が考えられる。

① 開放の相手方

未利用の光ファイバ芯線の開放の相手方をどうするかについて定めておくことが必要である。各地方公共団体の開放目的や補助金交付元の定めるところなどに応じて、例えば、ⅰ)高速・超高速インターネットアクセスサービスの提供についての地域間格差を是正することを目的として、当該地域でこれらのサービスを提供することを予定している電気通信事業者に開放する、ⅱ)地域の情報化の進展に資することを目的として電気通信事業者又は有線テレビジョン放送事業者に開放する、ⅲ)開放の相手方について特に限定しない等とすることが考えられる。

なお、本標準は未利用の光ファイバ芯線を電気通信事業者に開放する際の標準手続を定めるものである。

② 開放の相手方の決定方法

未利用の光ファイバ芯線を電気通信事業者に IRU スキームにより貸し付け、当該電気通信事業者が当該光ファイバ芯線を活用して高速・超高速インターネットアクセスサービスを提供する場合には、これが地方公共団体所有の財産を長期間にわたり特定の他者へ使用させるというスキームとなることから、契約の相手方である電気通信事業者の選定を、公正に行うことが求められる。開放の申し込み受付を公募により行うのかどうか、複数の電気通信事業者から開放の申し込みがあった場合で、開放可能な芯線数の関係上、貸付相手方を限定しなければならないときの貸付相手方の決定方法をどうするか（申し込みの早い者を優先する、抽選を行う等）等、あらかじめ公正な選定手続を定めておく必要がある。

③ 開放の条件

地方公共団体が所有する光ファイバ網を電気通信事業者に開放するのは、未利用の光ファイバ芯線を活用して電気通信事業者が住民向けに高速・超高速インターネットアクセスサービスを提供すること等によって、情報化の進展に対応した住民サービスの向上という公益の達成が期待されるためにほかならない。よって光ファイバ等の貸付を受けた電気通信事業者が、実際に住民向けの高速・超高速インターネットアクセスサービス等の電気通信サービスを提供しない場合には、当該貸付に公益性を認めることはできない。電気通信事業者への貸付に当たり、当該未利用の光ファイバ芯線を活用した、住民向け高速・超高速インターネットアクセスサービスを、当該電気通信事業者が当該芯線の使用が可能となった日から、一定期間内に提供することを条件とし、正当な事由なくしてそれが達成できない場合には貸付を取り消すことなどは、貸付の公益性の担保手段として有効であり、こういった条件を別途取り決めておくことが考えられる。

④ 貸付料

光ファイバ等の貸付料について定める必要がある。一般的に電気通信事業者の光ファイバ網構築・運営に係る支出項目としては、

i） 営業費
ii） 運用費
iii） 施設保全費（保守費）
iv） 共通費・管理費
v） 試験研究費
vi） 租税公課
vii） 減価償却費
viii） その他投資等償却費
ix） 固定資産除去費

x） 貸倒損失
xi） 報酬（自己資本費用+他人資本費用）
等が挙げられる。

地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網を IRU スキームで電気通信事業者に貸与する際の貸付料については、契約で定めるべきものであるが、地方公共団体においては、上記項目のうち費用が発生しないものがあることに留意すべきである。

また、貸付料の決定に際しては、電気通信事業法、地方自治法、補助金適正化法の観点から以下のような点に配慮する必要がある。

まず、電気通信事業法の観点からは、IRU の対価について「使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること」が必要である。

また、地方自治法の観点からは、地方公共団体が所有する財産は住民の貴重な財産であることから、これを有効活用すべく、原則として「適正な対価なくして貸し付けることはできない」とされている。

さらに、当該光ファイバ網が、国庫補助金で整備されたものである場合には、補助金適正化法の観点から、相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を国に返還することとなるケースがある。

(4) 開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の公開

電気通信事業者から地方公共団体に対して、光ファイバ網の開放を申し込むに先立ち、地方公共団体がどういった区間にどれだけの開放可能な未利用の光ファイバ芯線を所有しているか、貸付料はいくらか等の情報を、電気通信事業者に公開するための手続が必要となる。

そもそも電気通信事業者は、どの地方公共団体が光ファイバ網を構築しているか等の情報を把握することが困難と考えられることから、開放可能な未利用の光ファイバ芯線を所有する地方公共団体が、開放可能な区間、開放可能な芯線数、貸付料等の情報を公開することが必要となる。その手段としては、広報誌やホームページの活用等が考えられる。

開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の公開は、例えば次のような様式により行うことが考えられる。

○○町における光ファイバ芯線貸しのご案内

1．光ファイバケーブルの敷設区間及びアクセスポイント

【光ファイバケーブル敷設区間】

○○町役場 － △△公民館 － □□小学校 － ◎◎小学校 － ☆☆中学校

（ネットワーク構成は別添のとおり）

※ ○○町役場において、▽▽県の◇◇ネットワークと接続しています。

【アクセスポイント】

○○町役場	○○町××１－２－３
△△公民館	○○町△△４－５－６
□□小学校	○○町□□７－８－９
◎◎小学校	○○町◎◎１－４－７
☆☆中学校	○○町☆☆２－５－８

2．貸付対象者

電気通信事業者

3．貸付単位

アクセスポイント間で●芯単位で貸付します。

4．外部との接続工事について

接続工事は○○町職員立ち会いの下、電気通信事業者にて行っていただきます。

アクセスポイントまでの伝送路は、電気通信事業者にてご用意願います。

5．貸付期間

原則として１０年。（IRU 契約を締結いたします。）

6．貸付料

●●円／１芯／１ｍ／１年

※ １年分を前払いしていただきます。

利用の申し込みやお問い合わせ等は、下記までお願いします。

お問い合わせ先
○○町 ●●課 ●●
〒 XXX-XXXX
▽▽県○○町××１－２－３
TEL XXX-XXX-XXXX
FAX XXX-XXX-XXXX
E-MAIL XXXXXXXXXXXXXXXXXX

(5) IRU 契約の締結

(4)により公開された情報に基づき、電気通信事業者が地方公共団体に対して開放を希望する光ファイバ等の貸与の申し込みを行い、地方公共団体と電気通信事業者との間で貸付条件を協議し、合意すれば契約を締結するという手続となる。IRU 契約の要件については第３章を参考とされたい。

なお、IRU 契約の締結に当たり、次のような手続をとる必要がある場合がある。

① 光ファイバ網が補助事業で整備された場合の手続

補助事業で光ファイバ網を構築した場合、未利用の光ファイバ芯線が存在している場合であっても、これを電気通信事業者に貸し付けることが可能かどうか、また可能である場合、どのような手続が必要か等については補助金交付元の定めるところによる。電気通信事業者と IRU 契約を締結するに先立って、それぞれの補助事業ごとに定められた所要の手続、例えば目的外使用の承認を受ける、目的外使用の届出を行う等が必要となる場合があるが、その場合は、地方公共団体は所要の手続をとる必要がある。

② 適正な対価を得ない場合の手続

地方自治法第 237 条第 2 項の規定により、条例又は議会の議決による場合でなければ適正な対価なくして貸し付けることはできないとされているので、適正な対価を下回る対価しか取らず、あるいは対価を取らずに貸し付ける場合には、次のような手続が必要となる。

ⅰ） 条例の規定に基づき、適正な対価なき貸付が許容される場合の手続

地方公共団体が適正な対価なくして財産を貸し付ける場合には、条例で定める場合を除くほか、議会の議決を要することとされている（地方自治法第96条第1項第6号）。その条例を旧自治省が示した条例準則（昭和38年10月30日付け、自治丁行発第68号。各都道府県総務部長宛自治省行政局行政課長通知）※15 に準じて制定している場合には、「公益上の必要に基づく」場合に適正な対価なくして貸し付けることが可能とされているので、「公益上の必要に基づく」かどうかを検討することとなる。

採算性等の観点から、民間事業者により高速・超高速インターネット

※15 自治省行政局行政課長通知（抄）

自治丁行発第68号
昭和38年10月30日

各都道府県総務部長　宛

自治省行政局行政課長

条例準則等の送付について

地方自治法の一部改正（財務関係）に伴う条例準則等を別添のとおり送付しますからご参考に資せられたい。

なお、貴管下市町村にも、この旨ご示達のうえよろしくご指導をお願いいたします。

記

1～5　（略）

6　財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則

7　（略）

―　（略）　―

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則について

1　本条例案は、地方自治法第237条第2項の規定に基づく財産の交換並びに適正な対価によらない財産の譲与及び貸付けの範囲等に関し、一般的な事項を示したものであること。したがって、各地方公共団体において条例を制定する場合には、本条例案の規定事項を適宜取捨選択する必要があること。

2　（略）

3　普通財産及び物品の譲与、減額譲渡、無償貸付、減額貸付は、公用、公共用その他の公益上の必要に基づく場合又は当該普通財産又は物品を寄附者等特別の縁故関係のある者にこれを行なう場合等特別の必要がある場合に限られるべきものであること。

―　附属の各条例準則（抄）　―

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例準則

第1条～第6条　（略）

（物品の無償貸付又は減額貸付）

第7条　物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附　則　（略）

アクセスサービスの提供がされていない過疎地域等の条件不利地域において、地域の情報化を推進し、もって住民福祉の向上を図るために、地方公共団体が所有する未利用の光ファイバ芯線を、当該光ファイバ芯線を活用して高速・超高速インターネットアクセスサービスの提供を予定している電気通信事業者に貸し付ける場合等は、通常は「公益上の必要に基づくとき」という基準に適合すると考えられる。

当該地方公共団体が定めている条例では、電気通信事業者に対する適正な対価を得ない貸付が許容されていない場合は、ⅱ）により個別に議会の議決を得て貸し付けることとなる。

ⅱ） 適正な対価なき貸付について、議会の議決を得る場合の手続

物品等の財産を適正な対価なくして貸し付けることができる一般的基準を条例として定めていない場合、又は条例を定めていても電気通信事業者への貸付が当該条例に定められた要件に適合しない場合は、契約の締結に当たって議会の議決を得る必要がある。

この場合は、地方公共団体と電気通信事業者との間で貸付条件を協議して合意すれば仮契約を締結し、その後、当該貸付条件により、当該電気通信事業者と契約を締結することについて、議会に諮り、議会の議決を得られた場合に、本契約を締結するという手続となる。

(6) 公共施設内への関連機器等の設置に係る手続（行政財産の目的外使用許可に係る手続）

未利用の光ファイバ芯線の開放を受けて、高速・超高速インターネットアクセスサービスを提供するために、センタ施設等の地方公共団体の公共施設内に、電気通信事業者が機器等を設置する必要がある場合がある。こうした場合には、IRU 契約の締結に係る手続の他に、行政財産の目的外使用に係る手続を経る必要がある。

電気通信事業者から地方公共団体に対して、設置を希望する機器等を明示した上で、設置する公共施設等の使用の許可申請を行い、地方公共団体は当該機器等の設置によって当該公共施設等の本来の用途又は目的を妨げることがないかどうかを検討し、問題ないと判断した場合にはこれを許可するという手続となる。

なお、この目的外使用にかかる使用料については原則として当該地方公共団体の条例の定めるところによるが、地方公営企業の用に供する行政財産の使用料については、公営企業管理者が定めるところによる（第4章1.(2)③参照）。

(7) 接続工事等

地方公共団体が所有する未利用の光ファイバ芯線と、電気通信事業者の伝送路とを接続する工事や、センタ施設等の地方公共団体の公共施設内等に電気通信事業者の伝送路や機器等を設置する工事については、地方公共団体の職員の立ち会いの下で施工されることが望ましい。

なお、以上を踏まえ IRU 契約書の一例を別添に示すので参照されたい。

（別添）

一例

光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書

○○町（以下「甲」という。）と株式会社＃＃＃＃＃（以下「乙」という。）とは、甲が所有する光ファイバ芯線の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の対象）

第 1 条　本契約は、甲が所有する下記の光ファイバ芯線（以下「本物件」という。）を対象とする。

使用区間	光ファイバケーブル芯線	
	芯線数	使用距離
始　点 ○○町役場（○○町××1-2-3）	●●芯	●●m
終　点 ◎◎小学校（○○町◎◎1-4-7）		

2　本物件の位置および概要は別添図面のとおりとする。

（技術仕様）

第 2 条　本物件の技術仕様は別紙のとおりとする。

（使用の原則）

第 3 条　乙による本物件の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、甲は、第 5 条に定める期間中、乙の電気通信事業用として長期安定的に使用させるものとする。

2　甲は、第 1 条に定める使用区間において乙が使用していない光ファイバ芯線を乙以外の者に使用させる場合、本契約に比し不当な差別的条件で提供しないものとする。

（乙の設備との接続等）

第 4 条　乙は、本物件を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

2　乙は、本物件と乙が所有する光ファイバ芯線を、甲が所有するクロージャー等接続盤内において接続するものとする。

3　前項の接続については、甲の立会いの下、乙の責任において施工するものとする。

4　本物件に接続するために設置する甲が所有するクロージャーより本物件側は甲が、乙が所有する光ファイバ芯線側は乙が、それぞれの責任において適切な品質に維持管理する。

※　第4条に関しては以下のような書きぶりもあり得る。

（乙の設備との接続等）

第4条　乙は、本物件を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

2　乙は、本物件と乙が所有する光ファイバ芯線を、乙が所有するクロージャー等接続盤内において接続するものとする。

3　前項の接続については、甲の立会いの下、乙の責任において施工するものとする。

4　本物件に接続するために設置する甲が所有する光ファイバ芯線等の接続端子等より本物件側は甲が、乙が所有するクロージャー及び光ファイバ芯線側は乙が、それぞれの責任において適切な品質に維持管理する。

（使用期間）

第5条　乙による本物件の使用期間は使用開始日より10年間とする。

2　乙は本物件の使用期間の延長を希望する場合、使用期間の満了する日の6ヶ月前までに延長を希望する期間を明示し、書面により甲に申し入れを行うものとする。この場合は、甲乙双方誠意をもって協議し、合意の上は期間を延長できるものとする。この場合における当該延長期間については、第1項の規定は適用しない。

※　第5条に関しては以下のような書きぶりもあり得る。

第5条　乙による本物件の使用期間は平成●年3月31日までとする。

2　甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。ただし使用開始日から10年を経過した後は、甲が6ヶ月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく更新を拒否することができる。

（貸付料）

第6条　本物件の貸付料は、営業費、運用費、施設保全費、共通費・管理費、試験研究費、租税公課、減価償却費、その他投資等償却費、固定資産除去費、貸倒損失等を基礎に算定し、年額 ●●円（ 内訳:●●円／1芯／m ／年　×　●●m×　●●芯 ）とする。

2　使用期間の初日が属する年度及び使用期間の満了する日が属する年度の貸付料は、当該初日が4月1日である場合又は当該満了する日が3月31日である場合を除き、前項の貸付料を365で除して得た値（第5項及び第15条第3項において「日割額」という。）に当該年度の使用日数を乗じた額とする。

3　貸付料の支払いについては、甲の請求に基づき1年分を前払いするものとする。

4　前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

5　甲は、本物件が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数（甲が第12条第1項又は第2項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間（60分未満を切り捨てた1時間単位の時間）を24で除して得た商の整数部分）を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。

6　前条第2項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

（遅延損害金）

第7条　乙は、乙の責により甲が定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率●%の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

（関係行政官庁への手続）

第8条　乙は、本物件の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

2　甲は、本物件の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

（施設の移設等）

第9条　甲は、本物件について移設工事を施工する必要が生じた場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

2　移設工事により本物件の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じても貸付料の変更は行わない。

（保守管理等）

第10条　甲は、本物件が第2条の技術仕様を満たすように保守管理に努めるものとする。

2　甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本物件の使用を一時的に中断させることができる。

3　甲は、前項の規定に基づき本物件の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

4　前3項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第11条　乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。

2　甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。

3　本物件が第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

（事故発生時の処理）

第12条　乙は、本物件に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。

2　甲は、本物件に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。

3　前2項の場合において、本物件の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。

4　前項による措置を行う場合は、復旧方法及び費用負担等についてあらかじめ甲乙協議するものとする。

（権利義務の承継）

第13条　甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。本契約の解除又は本物件の賃貸借期間満了後も同様とする。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（契約の解除）

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

(1)　破産手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。

(2)　電気通信事業法第18条の規定に基づき、乙が本契約に係る電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人を解散したとき。

(3)　電気通信事業法第14条の規定に基づき、乙の事業の登録が取り消されたとき。

2　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告

の上、相当な期間をおいて本契約を解除することができる。

(1)　甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。

(2)　その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3　本契約が解除された場合、当該年度の貸付料は日割額に当該年度の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

（契約の変更）

第16条　本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

（契約の有効期間）

第17条　本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本物件の使用期間の満了する日までの期間とする。

（端数処理）

第18条　日割額その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

（協議事項）

第19条　本契約に定めない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

2　自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が、それぞれ記名捺印の上、各々1 通を保有するものとする。

平成●年●月●日

（甲）　▽▽県○○町××１－２－３
　　○○町
　　○○町長　●●　●●

（乙）　◇◇県◆◆市▲▲１－１－１
　　株式会社　＃＃＃＃＃
　　代表取締役社長　●●　●●

※　アンダーラインは IRU の要件として契約に盛り込むべき事項である（詳細については第 3 章 1. (1)、「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」参照。http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/NetWork-Manual/index.html）

別紙

光ファイバ芯線の仕様

項　目	仕　　様
ファイバ種別	
モードフィールド径	
クラッド径	
クラッド非円率	
偏心量（率）	
カットオフ波長	
全分散係数	
伝送損失	
損失温度変動	

【別紙の記載の一例】

光ファイバ芯線の仕様

項　目	仕　　様
ファイバ種別	1.3μmシングルモード型石英ファイバ
モードフィールド径	9.5μm±１μm（λ＝1.3μm）
クラッド径	125μm±2μm
クラッド非円率	２%以下
偏心量（率）	1μm以下
カットオフ波長	1.10～1.35μm
全分散係数	3.5ps／nm･km 以下（1,285～1,330nm）
伝送損失	0.5dB／km 以下（λ＝1.3μm）（常温において）
損失温度変動	0.1dB／km 以下（λ＝1.3μm）（－30℃～60℃において）

乙 沛

平成19年1月22日修正版

光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、甲が所有する光ファイバ芯線の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の対象）

第１条 本契約は、甲が所有する光ファイバ芯線のうち、本契約に基づき乙が使用できる芯線（以下「本施設」という。）を対象とする。

２ 本施設の位置および概要は別紙（伝送路構成図及び直線図）のとおりとする。

（本施設）

第２条 本施設の仕様は別記のとおりとする。

２ 本施設の芯線数等は、~~別途甲乙間で締結する覚書に定めるとおりとする。~~ 第8条に定める使用路線数とする

３ 乙は、本施設の使用目的を使用開始までに予め書面により甲に申し出ることとする。かかる申し出の後、乙が使用目的を変更する場合は、乙は事前に甲と協議し書面により甲に通知するものとする。

（使用の原則）

第３条 乙による本施設の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第６条に定める使用期間中、乙の放送及び電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。

２ 甲は、乙の放送及び電気通信事業が安定的に行なえるよう配慮し、本施設の適切な維持管理を行なう。

（乙の設備の設置条件）

第４条 乙は、本施設を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

２ 乙の設備が甲の事業所等の構内に設置される場合、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（使用開始日）

第５条 甲は、道路法その他法令による必要な許認可を取得した後、施設が対象区間内において仕様書の仕様を満たし使用可能な状態であることを確認した場合、速やかに書面により乙に使用開始が可能な日（以下、「使用開始日」という。）を通知する。

（使用期間）

第６条 乙による本施設の使用期間は使用開始日より平成２９年３月３１日までとする。

２ 甲及び乙が期間満了の６ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で１年間更新されるものとする。ただし使用開始日から１０年を経過した後

90.342
4517

は、甲が６ヶ月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく更新を拒否することができる。

（貸付料）

第７条 本施設の貸付料は、月額９４，８５９円（消費税額及び地方消費税額４，５１７円を含む。）とする。

なお、諸般の事情で必要が生じた場合は、甲乙協議の上貸付料を見直すこととする。

２ 使用期間の初日が属する年度及び使用期間の満了する日が属する年度の貸付料は、当該初日が４月１日である場合又は当該満了する日が３月３１日である場合を除き、前項の貸付料を３６５で除して得た値（第５項及び第１６条第３項、第19条第１項において「日割額」という。）に当該年度の使用日数を乗じた額とする。

３ 貸付料の支払いについては、別記支払いスケジュールにより支払い期日までに支払うものとする。

４ 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

５ 甲は、本施設が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数（甲が第１４条第１項又は第２項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間（６０分未満を切り捨てた１時間単位の時間）を２４で除して得た商の整数部分）を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。

６ 前条第２項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

（貸付料の算出根拠）

第８条 前条の貸付料を算出する際の算出根拠は、保守管理費、管路使用料、電柱共架料等を基に使用距離数は、1,138,312mとし、芯m当たり年間１円とする。

（遅延損害金）

第９条 乙は、乙の責により甲が定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率６％の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

（関係行政官庁への手続）

第１０条 乙は、本施設の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

２ 甲は、本施設の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

（施設の移設等）

第１１条 甲は、本施設について移設工事を施工する必要が生じた場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他

やむを得ない場合はこの限りでない。なお、移設工事にかかる費用は、原則的に甲の負担とするが、乙の事由による場合は乙の負担とする。

2 移設工事により本施設の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の放送及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じた場合は、甲乙間で別途協議するものとする。

（保守管理等）

第１２条 甲は、本施設が第２条の仕様を満たすように保守管理に努めるものとする。

2 甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本施設の使用を一時的に中断させることができる。

3 甲は、前項の規定に基づき本施設の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

4 前３項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第１３条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。

2 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。

3 甲乙の双方の責めによらない場合によって、第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

（障害等の復旧）

第１４条 乙は、本施設に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。

2 甲は、本施設に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。

3 前２項の場合において、本施設の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。

4 前項による措置を行う場合は、復旧方法及び費用負担等についてあらかじめ甲乙協議するものとする。

5 甲及び乙は、天災、事変等双方の責めによらない事由により本施設の使用ができない状態が発生し、その復旧の見込みが無く使用の継続が困難と判断される場合、協議の上本施設の使用を終了させることができる。

（権利義務の譲渡及び承継）

第１５条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併することにより、合併後存続する法人等又は合併により設立される法人等が本契約上の権利及び義務を承継する場合には、甲又は乙はこれを証明する書類を相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１６条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 取得した情報の甲又は乙の内部における利用については、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適正に流用してはならない。

3 前２項の規定は、本契約の解除又は本物件の賃貸借期間満了後も同様とする。

（契約の解除）

第１７条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

(1) 破産手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。

(2) 乙が本契約に係る放送及び電気通信事業の廃止又は法人を解散したとき。

(3) 有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法の規定に基づき、乙の事業の許可又は登録が取り消されたとき。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間をおいて本契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。

(2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、当該年度の貸付料は日割額に当該年度の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

（契約の変更）

第１８条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

（契約の有効期間）

第１９条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本施設の使用期間の満了する日までの期間とする。

（端数処理）

第２０条 日割額その他の計算において、その計算結果に1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

（通知義務）

第２１条甲及び乙は、次に掲げる事項につき原則として事前に相手方に書面により通知しなければならない。

（１） 名称、住所又は法人の代表者の変更

（２） 事業の譲渡又は法人の合併

（３） 事業の休止若しくは廃止又は法人の解散

（４） 事業の許可の取り消し又は変更許可の取り消し

（５） その他業務に必要な事項

（その他）

第２２条 本契約に定めない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

２ 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2 通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各々1 通を保有するものとする。

平成１９年１月　　日

（甲）　宮崎県延岡市東本小路２番地１
延岡市
延岡市長　　首　藤　正　治

（乙）　宮崎県延岡市愛宕町２丁目１番地１２
株式会社ケーブルメディアワイワイ
代表取締役　水　谷　　茂

（別　記）

1．本契約の対象（別紙）　伝送路構成図及び直線図

2．光ファイバ芯線仕様

項目	仕　　様
ファイバ種別	φ30 曲げ型広帯域ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ光ﾌｧｲﾊﾞ
機能及び構造	防水／丸型　・　防水／自己支持型
モードフィールド径	8.6μm±0.4μm（λ=1310nm）
クラッド径	125μm±0.5μm
クラッド非円率	0.5%以下
偏心量（率）	0.4μm以下
カットオフ波長	1260nm以下
全分散係数	0.093ps／nm^2・km 以下（1,300～1,324nm）
伝送損失	0.2dB／km 以下（λ=1310nm）0.2dB／km 以下（λ=1550nm）
損失温度変動	0.1dB／km 以下　（-20℃～60℃において）

3．支払いスケジュール

年度	料金対象期間	支払期日
平成１８年度	使用開始日から平成１９年３月３１日	平成１９年３月末日
平成１９年度以降	第１四半期（4月1日～6月30日）	６月末日
	第２四半期（7月1日～9月30日）	９月末日
	第３四半期（10月1日～12月31日）	１２月末日
	第４四半期（1月1日～3月31日）	３月末日

平成19年1月12日修正版

光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、甲が所有する光ファイバ芯線の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の対象）

第１条 本契約は、甲が所有する光ファイバ芯線のうち、本契約に基づき乙が使用できる芯線（以下「本施設」という。）を対象とする。

２ 本施設の位置および概要は別紙（伝送路構成図及び直線図）のとおりとする。

（本施設）

第２条 本施設の仕様は別記のとおりとする。

２ 本施設の芯線数等は、別途甲乙間で締結する覚書に定めるとおりとする。

３ 乙は、本施設の使用目的を使用開始までに予め書面により甲に申し出ることとする。かかる申し出の後、乙が使用目的を変更する場合は、乙は事前に甲と協議し書面により甲に通知するものとする。

（使用の原則）

第３条 乙による本施設の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第６条に定める使用期間中、乙の放送及び電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。

２ 甲は、乙の放送及び電気通信事業が安定的に行なえるよう配慮し、本施設の適切な維持管理を行なう。

（乙の設備の設置条件）

第４条 乙は、本施設を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

２ 乙の設備が甲の事業所等の構内に設置される場合、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（使用開始日）

第５条 甲は、道路法その他法令による必要な許認可を取得した後、施設が対象区間内において仕様書の仕様を満たし使用可能な状態であることを確認した場合、速やかに書面により乙に使用開始が可能な日（以下、「使用開始日」という。）を通知する。

（使用期間）

第６条 乙による本施設の使用期間は使用開始日より平成２９年３月３１日までとする。

２ 甲及び乙が期間満了の６ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で１年間更新されるものとする。ただし使用開始日から１０年を経過した後

は、甲が６ヶ月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく更新を拒否することができる。

（貸付料）

第７条 本施設の貸付料は、別に定める覚書により毎年見直すものとする。

２ 使用期間の初日が属する年度及び使用期間の満了する日が属する年度の貸付料は、当該初日が４月１日である場合又は当該満了する日が３月３１日である場合を除き、前項の貸付料を３６５で除して得た値（第５項及び第１６条第３項、第19条第１項において「日割額」という。）に当該年度の使用日数を乗じた額とする。

３ 貸付料の支払いについては、別記支払い予定表により支払い期日までに支払うものとする。

４ 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

５ 甲は、本施設が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数（甲が第１３条第１項又は第２項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間（６０分未満を切り捨てた１時間単位の時間）を２４で除して得た商の整数部分）を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。

６ 前条第２項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

（遅延損害金）

第８条 乙は、乙の責により甲が定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率６％の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

（関係行政官庁への手続）

第９条 乙は、本施設の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

２ 甲は、本施設の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

（施設の移設等）

第１０条 甲は、本施設について移設工事を施工する必要が生じた場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。なお、移設工事にかかる費用は、原則的に甲の負担とするが、乙の事由による場合は乙の負担とする。

２ 移設工事により本施設の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の放送及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じた場合は、甲乙間で別途協議するものとする。

（保守管理等）

第１１条 甲は、本施設が第２条の仕様を満たすように保守管理に努めるものとする。

２ 甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本施設の使用を一時的に中断させることができる。

３ 甲は、前項の規定に基づき本施設の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

４ 前３項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第１２条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。

２ 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。

３ 甲乙の双方の責めによらない場合によって、第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

（障害等の復旧）

第１３条 乙は、本施設に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。

２ 甲は、本施設に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。

３ 前２項の場合において、本施設の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。

４ 前項による措置を行う場合は、復旧方法及び費用負担等についてあらかじめ甲乙協議するものとする。

５ 甲及び乙は、天災、事変等双方の責めによらない事由により本施設の使用ができない状態が発生し、その復旧の見込みが無く使用の継続が困難と判断される場合、協議の上本施設の使用を終了させることができる。

（権利義務の譲渡及び承継）

第１４条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併することにより、合併後存続する法人等又は合併により設立される法人等が本契約上の権利及び義務を承継する場合には、甲又は乙はこれを証明する書類を相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１５条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされて

いるとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 取得した情報の甲又は乙の内部における利用については、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適正に流用してはならない。

3 前２項の規定は、本契約の解除又は本物件の賃貸借期間満了後も同様とする。

（契約の解除）

第１６条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

(1) 破産手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。

(2) 乙が本契約に係る放送及び電気通信事業の廃止又は法人を解散したとき。

(3) 有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法の規定に基づき、乙の事業の許可又は登録が取り消されたとき。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間をおいて本契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。

(2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、当該年度の貸付料は日割額に当該年度の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

（契約の変更）

第１７条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

（契約の有効期間）

第１８条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本施設の使用期間の満了する日までの期間とする。

（端数処理）

第１９条 日割額その他の計算において、その計算結果に1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

（通知義務）

第２０条甲及び乙は、次に掲げる事項につき原則として事前に相手方に書面により通知しなければならない。

（１） 名称、住所又は法人の代表者の変更

（２） 事業の譲渡又は法人の合併

（３） 事業の休止若しくは廃止又は法人の解散

（４） 事業の許可の取り消し又は変更許可の取り消し

（５） その他業務に必要な事項

（その他）

第２１条 本契約に定めない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

２ 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2 通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各々1 通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲） 宮崎県延岡市東本小路２番地１
延岡市
延岡市長　　首　藤　正　治

（乙） 宮崎県延岡市愛宕町２丁目１番地１２
株式会社ケーブルメディアワイワイ
代表取締役　水　谷　　茂

（別　記）

1．本契約の対象（別紙）　伝送路構成図及び直線図

2．光ファイバ芯線仕様

項目	仕　　様
ファイバ種別	φ30 曲げ型広帯域ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ光ﾌｧｲﾊﾞ
機能及び構造	防水／丸型　・　防水／自己支持型
モードフィールド径	8.6μm±0.4μm（λ=1310nm）
クラッド径	125μm±0.5μm
クラッド非円率	0.5%以下
偏心量（率）	0.4μm以下
カットオフ波長	1260nm以下
全分散係数	0.093ps／nm²・km 以下（1,300～1,324nm）
伝送損失	0.2dB／km 以下（λ=1310nm）0.2dB／km 以下（λ=1550nm）
損失温度変動	0.1dB／km 以下　（-20℃～60℃において）

3．支払いスケジュール

年度	料金対象期間	支払い期日
平成１８年度	使用開始日　　から平成１９年３月３１日まで	平成１９年３月３１日
平成１９年度	平成１９年４月１日から平成１９年９月３０日まで	平成１９年４月２５日
平成１９年度	平成１９年１０月１日から平成２０年３月３１日まで	平成１９年１０月２５日
平成２０年度	平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで	平成２０年４月２５日
平成２０年度	平成２０年１０月１日から平成２１年３月３１日まで	平成２０年１０月２５日
平成２１年度	平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで	平成２１年４月２５日
平成２１年度	平成２１年１０月１日から平成２２年３月３１日まで	平成２１年１０月２５日
平成２２年度	平成２２年４月１日から平成２２年９月３０日まで	平成２２年４月２５日
平成２２年度	平成２２年１０月１日から平成２３年３月３１日まで	平成２２年１０月２５日
平成２３年度	平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで	平成２３年４月２５日
平成２３年度	平成２３年１０月１日から平成２４年３月３１日まで	平成２３年１０月２５日
平成２４年度	平成２４年４月１日から平成２４年１０月３０日まで	平成２４年４月２５日
平成２４年度	平成２４年１０月１日から平成２５年３月３１日まで	平成２４年１０月２５日
平成２５年度	平成２５年４月１日から平成２５年９月３０日まで	平成２５年４月２５日
平成２５年度	平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日まで	平成２５年１０月２５日
平成２６年度	平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで	平成２６年４月２５日
平成２６年度	平成２６年１０月１日から平成２７年３月３１日まで	平成２６年１０月２５日
平成２７年度	平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで	平成２７年４月２５日
平成２７年度	平成２７年１０月１日から平成２８年３月３１日まで	平成２７年１０月２５日
平成２８年度	平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日まで	平成２８年４月２５日
平成２８年度	平成２８年１０月１日から平成２９年３月３１日まで	平成２８年１０月２５日

覚　書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書（以下「原契約」という。）に基づき、甲が乙に請求する貸付料について次のとおり覚書を締結する。

（貸付料）

第１条 原契約第７条（貸付料）に基づき甲が乙に請求する貸付料は、月額９４，８５９円（税込み）とする。

（算出根拠）

第２条　前条の貸付料を算出する際の算出根拠は、保守管理費、管路使用料、電柱共架料等を基に使用距離数は、1,138,312mとし、芯m当たり年間１円とする。

（支払い方法）

第３条 乙は別に定めた支払いスケジュールに基づき、支払期日にあらかじめ甲の指定した口座への振込を行なうものとする

（契約の有効期間）

第４条 本覚書の有効期間は、使用開始日から平成２９年３月３１日までとする。

（その他）

第５条 甲及び乙は、本覚書により使用料金に関わる運用を行うものとし、本覚書に定める条項以外については、原契約の定めに従うものとする。

本覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各々１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　宮崎県延岡市東本小路２番地１
　　延岡市
　　延岡市長　　首　藤　正　治

乙　宮崎県延岡市愛宕町２丁目１番地１２
　　株式会社ケーブルメディアワイワイ
　　代表取締役　水谷　　茂

総務省提出版

光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、甲が所有する光ファイバ芯線の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の対象）

第１条 本契約は、甲が所有する光ファイバ芯線のうち、本契約に基づき乙が使用できる芯線（以下「本施設」という。）を対象とする。

２ 本施設の位置および概要は別紙（伝送路構成図及び直線図）のとおりとする。

（本施設）

第２条 本施設の仕様は別記のとおりとする。

２ 本施設の芯線数等は、別途甲乙間で締結する覚書に定めるとおりとする。

３ 乙は、本施設の使用目的を使用開始までに予め書面により甲に申し出ることとする。かかる申し出の後、乙が使用目的を変更する場合は、乙は事前に甲と協議し書面により甲に通知するものとする。

（使用の原則）

第３条 乙による本施設の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第６条に定める使用期間中、乙の放送及び電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。

２ 甲は、乙の放送及び電気通信事業が安定的に行なえるよう配慮し、本施設の適切な維持管理を行なう。

（乙の設備の設置条件）

第４条 乙は、本施設を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

２ 乙の設備が甲の事業所等の構内に設置される場合、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（使用開始日）

第５条 甲は、道路法その他法令による必要な許認可を取得した後、施設が対象区間内において仕様書の仕様を満たし使用可能な状態であることを確認した場合、速やかに書面により乙に使用開始が可能な日（以下、「使用開始日」という。）を通知する。

（使用期間）

第６条 乙による本施設の使用期間は使用開始日より平成２９年３月３１日までとする。

２ 甲及び乙が期間満了の６ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で１年間更新されるものとする。ただし使用開始日から１０年を経過した後

は、甲が６ヶ月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく更新を拒否することができる。

（貸付料）

第７条 本施設の貸付料は、別に定める覚書により毎年見直すものとする。

２ 使用期間の初日が属する年度及び使用期間の満了する日が属する年度の貸付料は、当該初日が４月１日である場合又は当該満了する日が３月３１日である場合を除き、前項の貸付料を３６５で除して得た値（第５項及び第１６条第３項、第19条第１項において「日割額」という。）に当該年度の使用日数を乗じた額とする。

３ 貸付料の支払いについては、別記支払い予定表により支払い期日までに支払うものとする。

４ 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

５ 甲は、本施設が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数（甲が第１３条第１項又は第２項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間（６０分未満を切り捨てた１時間単位の時間）を２４で除して得た商の整数部分）を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。

６ 前条第２項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

（遅延損害金）

第８条 乙は、乙の責により甲が定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率６％の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

（関係行政官庁への手続）

第９条 乙は、本施設の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

２ 甲は、本施設の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

（施設の移設等）

第１０条 甲は、本施設について移設工事を施工する必要が生じた場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。なお、移設工事にかかる費用は、原則的に甲の負担とするが、乙の事由による場合は乙の負担とする。

２ 移設工事により本施設の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の放送及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じた場合は、甲乙間で別途協議するものとする。

（保守管理等）

第１１条 甲は、本施設が第２条の仕様を満たすように保守管理に努めるものとする。

２ 甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本施設の使用を一時的に中断させることができる。

３ 甲は、前項の規定に基づき本施設の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

４ 前３項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第１２条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。

２ 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。

３ 甲乙によらない故意又は過失によって、第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

（障害等の復旧）

第１３条 乙は、本施設に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。

２ 甲は、本施設に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。

３ 前２項の場合において、本施設の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。

４ 前項による措置を行う場合は、復旧方法及び費用負担等についてあらかじめ甲乙協議するものとする。

５ 甲及び乙は、天災、事変等双方の責めによらない事由により本施設の使用ができない状態が発生し、その復旧の見込みが無く使用の継続が困難と判断される場合、協議の上本施設の使用を終了させることができる。

（権利義務の譲渡及び承継）

第１４条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

２ 甲又は乙が第三者と合併することにより、合併後存続する法人等又は合併により設立される法人等が本契約上の権利及び義務を承継する場合には、甲又は乙はこれを証明する書類を相手方に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１５条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされて

いるとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 取得した情報の甲又は乙の内部における利用については、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適正に流用してはならない。

3 前２項の規定は、本契約の解除又は本物件の賃貸借期間満了後も同様とする。

（契約の解除）

第１６条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

(1) 破産手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。

(2) 乙が本契約に係る放送及び電気通信事業の廃止又は法人を解散したとき。

(3) 有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法の規定に基づき、乙の事業の許可又は登録が取り消されたとき。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間をおいて本契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。

(2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、当該年度の貸付料は日割額に当該年度の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

（契約の変更）

第１７条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

（契約の有効期間）

第１８条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本施設の使用期間の満了する日までの期間とする。

（端数処理）

第１９条 日割額その他の計算において、その計算結果に1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

（通知義務）

第２０条甲及び乙は、次に掲げる事項につき原則として事前に相手方に書面により通知しなければならない。

（１） 名称、住所又は法人の代表者の変更

（２） 事業の譲渡又は法人の合併

（３） 事業の休止若しくは廃止又は法人の解散

（４） 事業の許可の取り消し又は変更許可の取り消し

（５） その他業務に必要な事項

（その他）

第２１条 本契約に定めない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

２ 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2 通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各々1 通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）　宮崎県延岡市東本小路２番地１
延岡市
延岡市長　　首　藤　正　治

（乙）　宮崎県延岡市愛宕町２丁目１番地１２
株式会社ケーブルメディアワイワイ
代表取締役　水　谷　　茂

（別　記）

１．本契約の対象（別紙）　伝送路構成図及び直線図

２．光ファイバ芯線仕様

項目	仕　　様
ファイバ種別	φ30 曲げ型広帯域ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ光ﾌｧｲﾊﾞ
機能及び構造	防水／丸型　・　防水／自己支持型
モードフィールド径	8.6μm±0.4μm（λ=1310nm）
クラッド径	125μm±0.5μm
クラッド非円率	0.5%以下
偏心量（率）	0.4μm以下
カットオフ波長	1260nm以下
全分散係数	0.093ps／nm²・km 以下（1,300～1,324nm）
伝送損失	0.2dB／km 以下（λ=1310nm）0.2dB／km 以下（λ=1550nm）
損失温度変動	0.1dB／km 以下　（-20℃～60℃において）

３．支払いスケジュール

年度	料金対象期間	支払い期日
平成１８年度	使用開始日　　から平成１９年３月３１日まで	平成１９年３月３１日
平成１９年度	平成１９年４月１日から平成１９年９月３０日まで	平成１９年４月２５日
平成１９年度	平成１９年１０月１日から平成２０年３月３１日まで	平成１９年１０月２５日
平成２０年度	平成２０年４月１日から平成２０年９月３０日まで	平成２０年４月２５日
平成２０年度	平成２０年１０月１日から平成２１年３月３１日まで	平成２０年１０月２５日
平成２１年度	平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで	平成２１年４月２５日
平成２１年度	平成２１年１０月１日から平成２２年３月３１日まで	平成２１年１０月２５日
平成２２年度	平成２２年４月１日から平成２２年９月３０日まで	平成２２年４月２５日
平成２２年度	平成２２年１０月１日から平成２３年３月３１日まで	平成２２年１０月２５日
平成２３年度	平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで	平成２３年４月２５日
平成２３年度	平成２３年１０月１日から平成２４年３月３１日まで	平成２３年１０月２５日
平成２４年度	平成２４年４月１日から平成２４年１０月３０日まで	平成２４年４月２５日
平成２４年度	平成２４年１０月１日から平成２５年３月３１日まで	平成２４年１０月２５日
平成２５年度	平成２５年４月１日から平成２５年９月３０日まで	平成２５年４月２５日
平成２５年度	平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日まで	平成２５年１０月２５日
平成２６年度	平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで	平成２６年４月２５日
平成２６年度	平成２６年１０月１日から平成２７年３月３１日まで	平成２６年１０月２５日
平成２７年度	平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで	平成２７年４月２５日
平成２７年度	平成２７年１０月１日から平成２８年３月３１日まで	平成２７年１０月２５日
平成２８年度	平成２８年４月１日から平成２８年９月３０日まで	平成２８年４月２５日
平成２８年度	平成２８年１０月１日から平成２９年３月３１日まで	平成２８年１０月２５日

覚　書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書（以下「原契約」という。）に基づき、甲が乙に請求する貸付料について次のとおり覚書を締結する。

（貸付料）

第１条 原契約第７条（貸付料）に基づき甲が乙に請求する貸付料は、月額９４，８５９円（税込み）とする。

（算出根拠）

第２条　前条の貸付料を算出する際の算出根拠は、保守管理費、管路使用料、電柱共架料等を基に使用距離数は、1,138,312mとし、芯m当たり年間１円とする。

（支払い方法）

第３条 乙は別に定めた支払いスケジュールに基づき、支払期日にあらかじめ甲の指定した口座への振込を行なうものとする

（契約の有効期間）

第４条 本覚書の有効期間は、使用開始日から平成２０年３月３１日までとする。

（その他）

第５条 甲及び乙は、本覚書により使用料金に関わる運用を行うものとし、本覚書に定める条項以外については、原契約の定めに従うものとする。

本覚書の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各々１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　宮崎県延岡市東本小路２番地１
延岡市
延岡市長　　首　藤　正　治

乙　宮崎県延岡市愛宕町２丁目１番地１２
株式会社ケーブルメディアワイワイ
代表取締役　水谷　　茂